フランチャイズ契約書

●●株式会社（以下、「甲」という。）をフランチャイザーとし、●●株式会社（以下、「乙」という。）をフランチャイジーとして、次のとおり、フランチャイズ契約を締結する。

第１条（目的）

甲は、乙に対し、次に記載する所在地の店舗（以下、「本件店舗」とする。）において、甲が指定する商品を製造販売するため、甲の名義を用いて営業する権利を与える。

所在地：●●●●●●●●●●●●●●●●●

第２条（使用許諾）

　甲は、乙に対し、甲が定めた商標、商号あるいはサービスマーク（以下、「商標等」という。）並びに、経営ノウハウを使用することを許諾する。ただし、乙は、商標等の使用に当たっては、甲の指示に従わなければならない。

第３条（テリトリー）

　甲は、乙のフランチャイズ地域を●●とする。なお、甲は、乙のフランチャイズ地域において、他のフランチャイジーの営業を許可しないものとする。

第４条（排他条項）

　乙は、契約期間中は、甲が指定する商品と競合する他社の商品を取り扱ってはならない。

第５条（広告宣伝）

１　乙は、広告宣伝について、甲が指定する統一した方法で行うものとし、その費用の負担は別途協議して定めるものとする。

２　乙は、独自に広告宣伝を行う場合、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、広告宣伝の費用は乙の負担とする。

第６条（経営指導）

　甲は、乙に対し、本件店舗の営業について次の指導を行い、甲が指定する商品の製造販売に関する経営ノウハウの技術を習得させるものとする。

（１）　店舗の立地条件の選定、店舗設計、工事請負業者に関する指導

（２）　商品配置、管理に限らず、教育研修や会計業務等の営業全般に関する指導

（３）　その他、本件店舗の営業に必要な指導

第７条（フランチャイジーの業務）

１　乙は、関係法規に違反しない限り、甲の指定する方式によって営業を実施しなければならない。

２　乙は、甲の指定する営業の方式を完全に実施し、商品の品質を維持するため、甲の指定する原材料を使用しなければならない。

３　乙は、商品の販売価格について、関係法規に違反しない限り、甲の指定する価格に設定しなければならない。

第８条（フランチャイジーの義務）

１　乙は、本件契約の有効期間中、及び第１１条（有効期間）の規定により存続する期間中は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行ってはならない。  
（１）　甲の事業と同一又は類似の事業を営むこと  
（２）　甲の事業と同種又は類似のフランチャイズ事業に参加すること

２　乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の情報を秘密として保持し、かつ、保持している秘密は、本契約の目的以外に使用せず、相手方の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は秘密に含まれないものとする。  
（１）　受領の時点において既に公知となっていた情報  
（２）　受領後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報  
（３）　受領の時点で受領者が保有していた情報  
（４）　正当な権限を有する第三者から開示された情報  
（５）　官公署又は法的手続により提出を命じられた情報

第９条（ロイヤリティ）

１　乙は、甲に対し、本契約締結と同時に、フランチャイズ加盟金として、金●●万円を支払うものとする。加盟金は、いかなる場合においても返還しないものとする。

２　乙は、甲に対し、ロイヤリティとして、毎月総売り上げの●％に相当する金員を、月末締めの翌月●●日限り、支払わなければならない。

第１０条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約によって生じた契約上の地位を移転し、又は本契約によって生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならない。

第１１条（有効期間）

１　本契約の有効期間は、令和●年●月●日より令和●年●月●日までの●年間とする。  
２　期間満了の●ヶ月前までの間に、いずれの当事者からも書面による更新拒絶の意思表示がない場合、同じ条件で●年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　本契約の終了にかかわらず、第８条（遵守事項）と第１５条（合意管轄）の効力は●年間存続するものとする。

第１２条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方に対して相当の期間を定めて催告をし、その期間内に改善する見込みがないときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に定める条項に違反があったとき  
（２）監督官庁より営業許可の取消し等の行政処分を受けたとき  
（３）支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき  
（４）差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき  
（５）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき  
（６）会社の解散、合併、分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき  
（７）その他、前各号に準じる事由が生じたとき  
２　前項の規定により解除権を行使する者は、相手方の責めに帰すべき事由の有無を問わず、解除権を行使することができるものとする。

３　乙は、第１項に掲げる事由の１つに該当する場合、相手方に対して負っている債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。

第１３条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、その損害（弁護士費用を含むがこれに限られない）を賠償する責任を負う。

第１４条（契約終了後の措置）

　乙は、本契約が有効期間満了又は契約解除により終了した場合、本店舗に係るフランチャイズ加盟店としての一切の権利を失うものとする。

第１５条（合意管轄）

本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各字１通を保有する。

令和●年●月●日

甲　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印